

建築基準法第7条の3第1項及び第6項の規定による特定工程及び
特定工程後の工程の指定

平成22年3月29日

栃木市告示第244号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3
第1項及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとお
り指定するので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4
条の11の規定により公示する。

第1 中間検査を行う区域

栃木市全域

第2 中間検査を行う期間

令和2年4月29日から令和7年4月28日まで

第3 中間検査を行う建築物の構造及び規模

1 分譲を目的とする新築に係る一の建築物であつて、主要構造部を木造と
した住宅。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 法第6条の4第1項第1号に掲げる建築物
- (2) 法第18条又は第85条の適用を受ける建築物
- (3) 法第68条の20第1項の認証型式部材等である建築物
- (4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第
5条第1項の規定による住宅性能評価書の交付を受けた建築物
- (5) 枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造
部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成13
年国土交通省告示第1540号）又は丸太組工法を用いた建築物又は建

建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める
件（平成14年国土交通省告示第411号）に適合する構造の建築物

2 新築に係る一の建築物又は増築に係る一の建築物の部分について、地階を除く階数が3以上であり、かつ、延べ床面積が500平方メートル以上の建築物であって、主要構造部を鉄骨造としたもの。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 法第6条の4第1項第1号に掲げる建築物
- (2) 法第18条又は第85条の適用を受ける建築物
- (3) 法第68条の20第1項の認証型式部材等である建築物
- (4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定による住宅性能評価書の交付を受けた建築物

第4 指定する特定工程

- 1 第3の1に掲げる建築物にあつては、屋根工事の工程
- 2 第3の2に掲げる建築物にあつては、1階部分の鉄骨の建方工事の工程

第5 指定する特定工程後の工程

- 1 第3の1に掲げる建築物にあつては、壁の内装工事又は外装工事の工程
- 2 第3の2に掲げる建築物にあつては、耐火被覆の工事、内装工事、外装工事その他鉄骨の接合部を隠ぺいする工事の工程

改正文（平成27年告示第182号）

平成27年4月29日から適用し、同日前に法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定により確認済証の交付を受けた建築物に係る特定工程及び特定工程後の工程については、なお従前の例による。

改正文（平成27年告示第242号）

平成27年6月1日から適用する。

改正文（令和2年告示第183号）

令和2年4月29日から適用し、同日前に法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定により確認済証の交付を受けた建築物に係る特定工程及び特定工程後の工程については、なお従前の例による。